本件事業の完成により、水産物の物流等の交通の効率化が図られるなど、地域経済の発展に寄与することが認められる。また、現道の線形不良区間等を回避し、安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、自然災害発生時等における現道の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が平成12年９月及び平成21年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地に生息する動物としては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒメウ等が確認されている。

このうち、ニホンカモシカについては、同様の生息環境が周辺に広く分布していることから、生息環境に与える影響は軽微であるとされている。オオタカについては、飛翔が確認されているが、営巣及び繁殖は確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く分布していることから、生息環境に与える影響は軽微であるとされている。ヒメウについては、本件事業地周辺の環境に依存している種ではないため、生息環境に与える影響はないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンブワチガイソウ、準絶滅危惧として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、個体の移植等により生育環境への影響は回避・低減できることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の線形不良区間等を回避し、安全かつ円滑な交通の確保等を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側案（以下「申請案」という。）と山側案との２案について検討が行われている。申請案と山側案とを比較すると、申請案は取得必要面積及び支障物件が少ないこと、路線延長は長いものの施工期間が短期間であること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道には、線形不良区間等が複数存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、当該地域の自治体の長からなる三陸北縦貫道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県下閉伊郡普代村役場

○観光庁告示第十七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月七日　　観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十二年十月二十六日

二　登録番号　第三十号

三　登録研修機関の氏名又は名称　学校法人福岡女学院

四　住所　福岡県福岡市南区日佐三丁目四十二番二号

五　研修業務を行う事務所の所在地　福岡県福岡市中央区天神二丁目八番三十八号協和ビル九階

六　法人にあってはその代表者の氏名　松原　安宏

○観光庁告示第十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会（登録研修機関第十八号）から研修業務の一部を休止することについて、次のように届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により公示する。

平成二十二年十一月七日　　観光庁長官　溝畑　宏

一　休止しようとする研修業務の範囲　総合旅程管理研修

二　研修業務を休止しようとする日　平成二十二年十二月一日

三　研修業務を休止しようとする期間　平成二十二年十二月一日から平成二十三年九月二十九日まで

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月七日　　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十二年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
番郡一山市安積一丁目七〇番二から同市安積一丁目八九まで	後前	一一八・〇メートル 一一八・〇メートル	〇・一キロメートル 六六・一メートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所